

【公布された条例等のあらまし】

徳島県政策創造関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 徳島県政策創造関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 委託による統計の作成等を行うことができる場合の要件を緩和することとした。

二 統計の作成等を委託しようとするものが法人等である場合における法人等の代表者又は管理人の生年月日等の確認手続を不要とすることとした。

三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（規則第十二号）

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定する機関、その長又はその職員及び当該計画の対象となる職員を定めることとした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 超音波ハイドロホン等の機械器具使用料の額を定めることとした。

二 CAEシステムの機械器具使用料及び金属材料に係る非破壊試験の試験手数料の額を改めることとした。

三 恒温機等の機械器具使用料を廃止することとした。

四 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

一 学校教育法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第十六号）

一 学校教育法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 職業能力開発促進法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成二十八年四月一日（二については、公布の日）から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則（規則第十七号）

一 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

徳島県県土整備関係手数料条例施行規則（規則第十八号）

- 一 徳島県土整備関係手数料条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。  
徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十九号）
  - 一 係留施設、荷役機械、上屋等及び船舶給水施設に係る使用許可申請書の様式を改めることとした。
  - 二 その他所要の整備を行うこととした。
  - 三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 四 徳島県収入証紙条例施行規則について、所要の整理を行うこととした。  
徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十号）
  - 一 徳島県農林水産関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
    - 1 登録検査機関登録手数料
    - 2 登録検査機関登録更新手数料
    - 3 登録検査機関変更登録手数料
  - 二 徳島県警察関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
    - 1 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
    - 2 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
    - 3 特定遊興飲食店営業許可証書換手数料
    - 4 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
    - 5 特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料
    - 6 特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料
    - 7 特定遊興飲食店営業の営業所構造設備変更承認申請手数料
    - 8 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
    - 9 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料
    - 10 特定遊興飲食店営業管理者講習手数料
  - 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、平成二十八年六月二十三日（一部については、公布の日、同年三月二十三日又は同年四月一日）から施行することとした。